



9月9日は救急の日

救急車の適正利用にご協力ください ～救える命を救うために～

近年救急件数が増加しています。しかし、その半数以上が通報を必要としない軽症です。症状は軽いが交通手段がない、どこの病院に行けばよいかわからないなど、緊急でないのに救急車を要請すると、真に緊急を要する事故等が発生した場合、救急車の到着が遅れ救うことのできる命が救えなくなるおそれがあります。緊急性がなく自分で病院に行ける場合は、救急車以外の交通機関等を利用していただきますようご協力をお願いします。

ただし、傷病者の様子や事故の状況などから、急いで病院へ連れて行ったほうがよいと思った時には、迷わず119番通報をしてください。

自家用車等で病院に行く場合など、病院情報については、次の相談窓口をご活用ください。

■相談窓口

名 称	電 話	受付時間
埼玉県救急医療情報センター	☎048-824-4199	24時間受付
埼玉県小児救急電話相談	#8000	月～土曜日：午後7時～翌朝7時 日曜・祝祭日、年末年始：午前9時～翌朝7時
	※ダイヤル回線、IP電話、ひかり電話の方は ☎048-833-7911	
祝祭日及び日曜日当番病院案内	☎048-981-0119	24時間受付
吉川松伏消防組合	☎048-982-3931	24時間受付

総務課のお知らせ

問合せ／庶務防災担当 ☎991-1895

非常事態 死亡事故多発 特別対策実施中 9月23日(月)まで

■高齢者の交通事故が多くなっています

高齢者の交通事故は、自宅から近い場所で発生する割合が多くなっています。

近くだからと油断せず、交通ルールを守り、交通事故に気をつけましょう。

■高齢者が交通事故に遭わない注意点

- ▶道路を渡る際は、右左の安全を十分に確認してから横断しましょう。車が遠くに見えても、横断が間に合わない場合があります。
- ▶交差点では必ず一時停止をしましょう。特に通り慣れた場所では、油断大敵です。
- ▶自転車乗用中の急な進路変更は止めましょう。
- ▶暗くなったら、必ずライトを点灯し、反射材や目立つ服装により、自身の存在をアピールしましょう。

■秋の全国交通安全運動を実施します

- ▶運動期間／9月21日(土)～30日(月)の10日間
- ▶期間中は、街頭啓発活動等を行い、交通事故防止を図ります。

